

令和3年第4回（12月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料（追加分）

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第143号	令和3年度上越市一般会計補正予算(第6号)	こども課	1～2

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第143号
提出課	こども課

歳出科目 (P10~P11)	3款2項1目	児童福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
子育て世帯等臨時特別支援事業	0	1,425,355	1,425,355

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	1,425,355	報酬	392
		委託料	5,419
		需用費	464
		負担金補助及び交付金	
		役務費	4,003
			1,415,000

【補正理由】

国が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、子育て世帯への臨時特別給付金を支給することを受け、所要の経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金	0	1,425,355	1,425,355

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
報酬	0	392	392
共済費	0	59	59
旅費	0	18	18
需用費	0	464	464
役務費	0	4,003	4,003
委託料	0	5,419	5,419
負担金補助及び交付金	0	1,415,000	1,415,000
合計	0	1,425,355	1,425,355

【実施内容】

(1) 支給対象児童

- ・平成 15 年 4 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日までに生まれた児童

(2) 基準日

- ・令和 3 年 9 月 30 日（基準日に市内に住民票があること）

(3) 所得制限

- ・令和 2 年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である人は支給対象外
- ・児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0 人	622	833.3
1 人	660	875.6
2 人	698	917.8
3 人	736	960
4 人	774	1,002
5 人	812	1,040

- ・対象年齢の児童を養育する世帯のうち、約 95%の約 16,000 世帯が支給対象

(4) 支給額

- ・児童 1 人につき 5 万円

(5) 支給時期

区分	支給時期	対象者	対象児童数（人）
申請不要 (プッシュ型)	令和 3 年 12 月支給	① 令和 3 年 9 月分の児童手当の対象となる中学生以下の児童（公務員を除く）	18,570
		② 令和 3 年 9 月 1 日から 10 月 31 日までに生まれた児童（公務員を除く）	133
		③ ①と②の兄弟で高校生相当年齢（平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれ）の児童（公務員を除く）	1,934
		小計	20,637 (73%)
	令和 4 年 1 月以降支給	④ 令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに生まれた児童（公務員を除く）	約 400
		⑤ 児童手当の現況届未提出者 ※現況確認後に対象者に支給（公務員を除く）	63
申請必要	令和 4 年 1 月以降支給	⑥ 高校生相当年齢（平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれ）の児童（③及び公務員を除く）	約 3,200
		⑦ ①から⑥の公務員	約 4,000
		小計	約 7,663 (27%)
合計			28,300 (100%)

(6) 子育て世帯へのクーポン配付について

- ・子育て世帯への 5 万円相当のクーポン配付については、国からの正式な通知があり次第、所要経費の補正予算措置など、配付に必要な手続を行う。